## 〇国土交通省令第五十九号

号) 昭 Ш 百 施 管 九 行 第 和 水 第 + + 令 理 防 九 + 法  $\equiv$ 五 施 号) + 昭 条 及 兀 設 年 等 和 七  $\mathcal{O}$ び 三、 第 兀 条 法 構 河 七 + 律 造  $\mathcal{O}$ Ш 第十 年 + 第 令 法 政 五 百  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 令 第 条 五. 九 第 十三 部  $\mathcal{O}$ 条 部 五. 規 + + を  $\mathcal{O}$ を 号) 定 改 改 兀 八 兀 号 正 に 条 並 正 基 第 す す  $\mathcal{O}$ び る づ 第 に + る 八 き、 第 法 + 第 五. 政 六 三 条 令 律 + 条 項 第 並 平 平 び 六  $\mathcal{O}$ 項 に 条 十 第 成 成  $\stackrel{\cdot}{=}$ 第三 第 河 五 + + Ш 及 十 <del>--</del> 号 法 項 五 び 八 五. を 年 年 条 並 ノヽ 河 ` 実 政 法 Ш  $\mathcal{O}$ び 十 二 令 施 第 管 律 に 第三十 す + 第 理 河 る 施 及 五. Ш た 設 法 条 U め、 等 第 の 二 五. 構 号) 昭 号) 九 第 造 + 和 河 三 令 及 Ш 九  $\mathcal{O}$ 条 + 項 施 び 法 昭 第 九 河 施 行 年 第 に Ш 行 和 <del>---</del> 規 法 七 伴 項 法 五 則 律 項 施 十 並 1 等 び 第 及 行 令 年 に び  $\mathcal{O}$ 百 水 第 及 政 六 防 河 部 令 + 八 法 び Ш を 七 項 第 法 河

平成二十五年七月五日

改

正

す

る

省令

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に

定

8

る

国土交通大臣 太田 昭宏

河 Ш 法 施 行 規 則 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省

(河川法施行規則の一部改正)

第 条 河 ||法 施 行 規 則 昭 和 兀 + 年 建 設 省 令 第 七 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次 0 ように 改 正 する。

第 条  $\mathcal{O}$ 第 号 中 洪 水  $\mathcal{O}$ 下 12 津 波 を 加 え る。

第 + 八 条  $\mathcal{O}$ 九  $\mathcal{O}$ 見 出 L 中 「 (九) 項」 を ·一(十) · 項 」 に 改  $\Diamond$ 

る。

第二十二条の次に次の一条を加える。

水 防 に 必 要 な 器 具 等 を 保管 す る た 8)  $\mathcal{O}$ 倉 庫 に 類 す Ś 施

第二十二条 の 二 法 第三十 · 七 条 の 二  $\mathcal{O}$ 玉 土 交 通 省 「 令 で 定 8 る 施 設 は、 水 防 に必必 要な器具、 資 材 文は

設

設備の置場とする。

第三十三条の 十を第三十三条の十三とし、 第三十三条  $\mathcal{O}$ 九を第三十三条の十二とし、 第三十三条

 $\mathcal{O}$ 八 を第三十三 条 0 十一とし、 第三十三条  $\mathcal{O}$ 七  $\mathcal{O}$ 次 (C 次  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 条 を 加 え る。

河 Ш 協 力 寸 体 とし て 指 定することが できる 法 人 に 潍 ず る 寸 体

第三十三条  $\mathcal{O}$ 八 法 第 五. + 八 条  $\mathcal{O}$ 八 第 項  $\mathcal{O}$ 玉 土 交 通 省 令で・ 定 め る 寸 体 は、 法 人で な , ,

て、 事 務 所  $\mathcal{O}$ 所 在 地 構 成 員  $\mathcal{O}$ 資 格 代 表 者  $\mathcal{O}$ 選 任 方 法、 総 会  $\mathcal{O}$ 運 営、 会 計 に関 す Ś 事 項 そ  $\mathcal{O}$ 他

当 該 寸 体 0 組 織 及 び 運 営営 に . 関 する 事 · 項 を 内容とす の規約 その 他こ れ に 準 ずる ŧ 0 を有 L 7 *\* \ る

のとする。

(河川協力団体の指定)

第三十三 条  $\mathcal{O}$ 九 法 第 五. +八 条  $\mathcal{O}$ 八 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に よる指 定 は、 法 第 五. + 八 条  $\mathcal{O}$ 九 各号 に · 掲 げ る業

務 を行 う 泂 Ш  $\mathcal{O}$ 区 間 を 明 5 か に L て す Ź ŧ  $\mathcal{O}$ とする。

河 Ш 協 力 寸 体 に 対 す る 河 Ш 管 理 者 0) 許 可 等  $\mathcal{O}$ 特 例 0) 対 象となる行為

第三十三条 の 十 法 第 五. + 八 条  $\mathcal{O}$ + -0) 玉 土 交 通 省令 で 定 め る行 為は、 次の 各号に掲げる 許 可 又は

寸

体

で

あ

0

承 認  $\mathcal{O}$ X 分 に 応 ľ 当 該 各 号 12 定  $\Diamond$ る 行 為 当 該 河 Ш 協 力 寸 体 が そ  $\mathcal{O}$ 業 務 を 行 う 河 Ш  $\mathcal{O}$ 区 間 12 お

いて行うものに限る。)とする。

法 第 + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 承 認 河 Ш 環 境  $\mathcal{O}$ 整 備 لح 保 全 を 目 的 と L 7 行 う 高 水 敷 若 L < は 低 水

川の維持

路

 $\mathcal{O}$ 

整

備

流

水

 $\mathcal{O}$ 

浄

化

施

設

 $\mathcal{O}$ 

設

置

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

 $\mathcal{O}$ 

河

Ш

工

事

又

は

竹

木

 $\mathcal{O}$ 

伐

採

障

害

物

 $\mathcal{O}$ 

処

分

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

 $\mathcal{O}$ 

河

法 第 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 許 可 河 Ш 環 境  $\mathcal{O}$ 整 備 と 保 全 に 関 す る 情 報 若 L < は 資 料  $\mathcal{O}$ 収 集 及

び 提 供 調 査 研 究 又 は 知 識  $\mathcal{O}$ 普 及 及 75 啓 発  $\mathcal{O}$ た 8 12 必 要 な 土 地  $\mathcal{O}$ 占 用

 $\equiv$ 法 第 + 五. 条 後 段  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 許 可 令 第 十 五 条 第 項 12 規 定 す る 河 Ш  $\mathcal{O}$ 産 出 物  $\mathcal{O}$ 採

兀 法 第 + 六 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 許 可 河  $\prod$ 環 境  $\mathcal{O}$ 整 備 لح 保 全 に 関 す る 情 報 若 l < は 資 料  $\mathcal{O}$ 

収 集 及 び 提 供 調 査 研 究 又 は 知 識  $\mathcal{O}$ 普 及 及 び 啓 発  $\mathcal{O}$ た 8 に 必 要 な 工 作 物  $\mathcal{O}$ 新 築 若 L < は 改 築

五. 収 集 法 及 第 び + 提 供 七 条 調 第 査 研 項 究  $\mathcal{O}$ 若 規 定 L < に は ょ 知 る 識 許  $\mathcal{O}$ 可 普 及 河 及 Ш てバ 環 啓 境 発  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 整 た 備 8 لح に 保 必 全 要 に 関 な 土 す 地 る 情  $\mathcal{O}$ 掘 報 若 削 し < 盛 土 は 若 資 料 L <  $\mathcal{O}$ 

は 切 土 そ  $\mathcal{O}$ 他 土 地  $\mathcal{O}$ 形 状 を 変 更 す る 行 為 又 は 樹 木  $\mathcal{O}$ 栽 植

六 法 第 + 兀 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 承 認 第 号 又 は 第 三 号 に 掲 げ る 許 可 (そ れ ぞ れ 第 号 又

は 第 三 号 に 定 8 る 行 為 12 係 る ŧ  $\mathcal{O}$ 12 限 る。 に 基 づ < 権 利  $\mathcal{O}$ 譲 渡

令 第 +六 条  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ 玉 土 交 通 省 令 で 定  $\Diamond$ る 行 為 は 河 Ш 環 境  $\mathcal{O}$ 整 備 کے 保 全 に 関 す る 情 報 若 L <

2

取

は 資 料  $\mathcal{O}$ 収 集 及 び 提 供、 調 査 研 究 又 は 知 識  $\mathcal{O}$ 普 及 及 び 啓 発  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ に 必 要 な 土 石  $\mathcal{O}$ 堆 積 又 は 設 置

当 該 河 Ш 協 力 寸 体 が そ  $\mathcal{O}$ 業 務 を 行 う 河  $\prod$  $\mathcal{O}$ 区 間 に お 1 7 行 う t  $\mathcal{O}$ 12 限 る とす る。

第三十七条の五の次に次の一条を加える。

泂 Ш 管 理 施 設 0) 維 持 又 は 操 作 等  $\mathcal{O}$ 委託 を受けることができる者の要件

第三十 七 条  $\mathcal{O}$ 六 法 第 九 + 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 玉 土 交 通 省 令 で 定 め る 要 件 は、 法 第 五. + 八 条  $\mathcal{O}$ 八 第 項  $\mathcal{O}$ 

河 Ш 協 力 寸 体 又 は 河 Ш  $\mathcal{O}$ 管 理 に 資 す る 活 動 を 行 <u>つ</u> 7 1 る 般 社 寸 法 人 若 L < は 般 財 寸 法 人 で あ

0 て、 法 第 九 + 九 条 第 項 12 規 定 す る事 項 を 適 正 か 0 確 実 に 実 施 す る に 足 ŋ る 経 理 的 及 び 技 術 的

な基礎を有するものであることとする。

第 三十 八 条  $\mathcal{O}$ 兀 中 第三十三条の + を 「第三十三条の十三」 に

. 改

8

る。

河  $\prod$ 管 理 施 設 等 構 造 令 施 行 規 則  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第二 河 Ш 管 理 施 設 等 構 造 令 施 行 規 則 (昭 和 五. + <del>\_</del> 年 建設省令第十三号) 0) 部 を次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正

する。

第三十 五. 条 中 高 水 位  $\mathcal{O}$ 下 に 津 波 水 位 を 加 え、 計 画 高 水 位 の 下 に 計 画 津 波 水

位」を加える。

(水防法施行規則の一部改正)

第三 水 防 法 施 行 規 則 平 成十二年 建 設 省 合第 匹 + . 匹 号) 0 部 を 次 0 ように 改 正 一する。

第三条を次のように改める。

大 規 模 な 工 場 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 施 設  $\mathcal{O}$ 用 涂 及 び 規 模  $\mathcal{O}$ 基

第三 条 法 第 十 五. 条 第 項 第  $\equiv$ 号 ノヽ  $\mathcal{O}$ 玉 土 交 通 省 令 で 定 8 る 基 準 は 工 場 、 作 業 場 又 は 倉 庫 で、 延

準

ベ 面 積 が 万 平 方 メ ] 1 ル 以 上  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ で あ ることとす る。

第 兀 条 中 法 第 + 五 条 第 兀 項 \_\_ を 法 第 + 五. 条 第三 項」 に 改 8 る。

第 五 条 を 第 十 兀 条 と し、 第 兀 条  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 九 条 を 加 え る。

地 下 街 等  $\mathcal{O}$ 利 用 者  $\mathcal{O}$ 澼 難  $\mathcal{O}$ 確 保 及 び 浸 水  $\mathcal{O}$ 防 止  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 措 置 に 関 す る 計 画 12 定 8 る ベ き 事

第 五. 条 法 第 十 五. 条  $\mathcal{O}$ 第 項  $\mathcal{O}$ 地 下 街 築 法 第 + 五 条 第 項 第  $\equiv$ 号 1 に 規 定 す る 地 下 街 等 を 1 う

0 8 12 以 下 必 要 同 な U° 訓 練 そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 利 用 他  $\mathcal{O}$ 者 措  $\mathcal{O}$ 洪 置 12 水 関 時 す  $\mathcal{O}$ る 円 計 滑 画 カ に 9 迅 お 速 11 7 な 避 は 難 次  $\mathcal{O}$ 12 確 撂 保 げ 及 る 75 洪 事 項 水 を 時 定  $\mathcal{O}$ 浸  $\Diamond$ な 水 け  $\mathcal{O}$ れ 防 ば 止 な を 5 図 る な た

地 下 街 等 に な け る 洪 水 時  $\mathcal{O}$ 防 災 体 制 に 関 す る 事 項

地 下 街 等  $\mathcal{O}$ 利 用 者  $\mathcal{O}$ 洪 水 時  $\mathcal{O}$ 澼 難  $\mathcal{O}$ 誘 導 12 関 す る 事 項

 $\equiv$ 地 下 街 等 に お け る 洪 水 時  $\mathcal{O}$ 浸 水  $\mathcal{O}$ 防 止  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 活 動 に 関 す る 事 項

兀 地 下 街 等 に お け る 洪 水 時  $\mathcal{O}$ 避 難  $\mathcal{O}$ 確 保 及 び 洪 水 時  $\mathcal{O}$ 浸 水  $\mathcal{O}$ 防 止 を 义 る た 8  $\mathcal{O}$ 施 設  $\mathcal{O}$ 整 備 に 関

する事項

五 地 下 街 等 12 お け る 洪 水 時 を 想 定 L た 防 災 教 育 及 U 訓 練  $\mathcal{O}$ 実 施 12 関 す る 事

項

項

六 自 衛 水 防 組 織  $\mathcal{O}$ 業 務 12 関 す る 次 12 掲 げ る 事 項

1 لح 害  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 法 軽 連 第 絡 減 条 調  $\mathcal{O}$ た 整 第 8 に 項 利 必 用 12 要 規 者 な が 定 業 す 避 務 る 難 لح す 水 る 防 L て 際 管 自 理  $\mathcal{O}$ 誘 衛 者 水 獐 防 以 浸 下 組 単 織 水 が  $\mathcal{O}$ に 行 防 水 う 止 業 防  $\mathcal{O}$ 務 た 管 理 12 8 者 係  $\mathcal{O}$ 活 る 活 と 動 そ 1 動 う。 要  $\mathcal{O}$ 領 他 に  $\mathcal{O}$ 関 そ 水 す 災  $\mathcal{O}$ る に 他 ょ 関 事 項 る 係 被 者

口 自 衛 水 防 組 織  $\mathcal{O}$ 構 成 員 12 対 す る 教 育 及 び 訓 練 12 関 す る 事 項

ノヽ そ  $\mathcal{O}$ 他 自 衛 水 防 組 織  $\mathcal{O}$ 業 務 に 関 1 必 要 な 事 項

七 前 各 号 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か 地 下 街 等  $\mathcal{O}$ 利 用 者  $\mathcal{O}$ 洪 水 時  $\mathcal{O}$ 円 滑 か 0 迅 速 な 避 難  $\mathcal{O}$ 確 保 及 び 洪

水 時  $\mathcal{O}$ 浸 水  $\mathcal{O}$ 防 止 を 図 る た 8 に 必 要 な 措 置 に 関 す る 事 項

(統括管理者の設置等)

第 六 条 地 下 街 等  $\mathcal{O}$ 自 衛 水 防 組 織 に は 統 括 管 理 者 を 置 か な け れ ば な 5 な 1

2 統 括 管 理 者 は 地 下 街 等  $\mathcal{O}$ 自 衛 水 防 組 織 を 統 括 す る

3 務  $\mathcal{O}$ 地 下 内 容 街 等 及 75  $\mathcal{O}$ 活 自 衛 動  $\mathcal{O}$ 水 範 防 用 組 を 織 明 12 そ 確 に  $\mathcal{O}$ 区 業 分 務 を L 分 当 掌 該 す 内 る 内 部 組 部 織 組 に 織 そ を  $\mathcal{O}$ 編 業 成 務 す る  $\mathcal{O}$ 実 場 施 合 は に 必 当 要 な 該 要 内 員 部 を 組 配 織 置  $\mathcal{O}$ 業 す

る ととも に、 当 該 内 部 組 織 を 統 括 す る 者 を 置 < ŧ  $\mathcal{O}$ と す る。

連 続 す え 二 以 上  $\mathcal{O}$ 地 下 街 等  $\mathcal{O}$ 所 有 者 又 は 管 理 者 に ょ る 地 下 街 等  $\mathcal{O}$ 自 衛 水 防 組 織  $\mathcal{O}$ 設 置

第

七

条

法

第

+

五

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

り

市

町

村

地

域

防

災

計

画

に

そ

 $\mathcal{O}$ 

名

称

及

び

所

在

地

を

定

8

5

れた

連

続 作 す 成 す る\_\_ る لح 以 き 上 は  $\mathcal{O}$ 地 当 下 該 街 地 等 下  $\mathcal{O}$ 街 所 等 有 者  $\mathcal{O}$ 所 又 は 有 者 管 又 理 は 者 管 が 理 共 者 同 は L 7 共 法 第 同 +L て 五 自 条 衛  $\mathcal{O}$ <u>-</u> 水 第 防 組 織 項 12 を 置 規 定 くこと す る が 計 で 画 き を

地 下 街 等  $\mathcal{O}$ 自 衛 水 防 組 織  $\mathcal{O}$ 設 置 12 係 る 報 告 事 項 る

第 八 条 法 第 十 五 条  $\mathcal{O}$ 第 八 項  $\mathcal{O}$ 玉 土 交 涌 省 令 で 定 8 る 事 項 は 次 に 掲 げ る t  $\mathcal{O}$ 

す

う。 る。

- 一 統括管理者の氏名及び連絡先
- 自 衛 水 防 組 織  $\mathcal{O}$ 内 部 組 織  $\mathcal{O}$ 編 成 及 75 要 員  $\mathcal{O}$ 配 置
- $\equiv$ 法 第 十 五 条 第 項 第 号 12 規 定 す る 洪 水 予 報 等  $\mathcal{O}$ 伝 達 を 受 け る 構 成 員  $\mathcal{O}$ 氏 名 及 び 連 絡 先

要 配 慮 者 利 用 施 設  $\mathcal{O}$ 利 用 者  $\mathcal{O}$ 避 難  $\mathcal{O}$ 確 保  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 措 置 12 関 す る 計 画 に 定 8 る べ き 事 項

者 九 条 利 用 施 法 第 設 を 十 五 1 う。 条  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 以 第 下 同 ľ 項  $\mathcal{O}$ 要  $\mathcal{O}$ 配 慮 利 者 用 者 利  $\mathcal{O}$ 用 洪 施 設 水 時 法  $\mathcal{O}$ 円 第 滑 + 五 か 条 0 迅 第 速 な 項 澼 第 三 難 号  $\mathcal{O}$ 確 口 12 保 規 を 定 义 る す る た 要 8 に 配 慮 必

第

要 な 訓 練 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 措 置 に 関 す る 計 画 に な 1 て は 次 に 撂 げ る 事 項 を 定 8 な け れ ば な 5 な 1

- 要 配 慮 者 利 用 施 設 12 お け る 洪 水 時  $\mathcal{O}$ 防 災 体 制 に 関 す る 事 項
- 要 配 慮 者 利 用 施 設  $\mathcal{O}$ 利 用 者  $\mathcal{O}$ 洪 水 時  $\mathcal{O}$ 避 難  $\mathcal{O}$ 誘 導 に 関 す る 事 項
- 三 要 配 慮 者 利 用 施 設 12 お け る 洪 水 時  $\mathcal{O}$ 澼 難  $\mathcal{O}$ 確 保 を 义 る た 8  $\mathcal{O}$ 施 設  $\mathcal{O}$ 整 備 12 関 す る 事 項
- 兀 要 配 慮 者 利 用 施 設 に お け る 洪 水 時 を 想 定 L た 防 災 教 育 及 てバ 訓 練  $\mathcal{O}$ 実 施 に 関 す る 事 項

五. 自 衛 水 防 組 織 を 置 < 場 合 12 あ 0 て は 当 該 自 衛 水 防 組 織  $\mathcal{O}$ 業 務 に 関 す る 次 12 掲 げ る 事 項

1 水 防 管 理 者 そ  $\mathcal{O}$ 他 関 係 者 لح  $\mathcal{O}$ 連 絡 調 整 利 用 者 が 避 難 す る 際  $\mathcal{O}$ 誘 導 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 水 災 に ょ る 被

口 自 衛 水 防 組 織  $\mathcal{O}$ 構 成 員 12 対 す る 教 育 及 75 訓 練 に 関 す る 事 項

害

 $\mathcal{O}$ 

軽

減

 $\mathcal{O}$ 

た

8

に

必

要

な

業

務

لح

L

7

自

衛

水

防

組

織

が

行

う

業

務

に

係

る

活

動

要

領

に

関

す

る

事

項

ハ そ  $\mathcal{O}$ 他 自 衛 水 防 組 織  $\mathcal{O}$ 業 務 に 関 L 必 要 な 事 項

六 前 各 号 に 撂 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ カ 要 配 慮 者 利 用 施 設  $\mathcal{O}$ 利 用 者  $\mathcal{O}$ 洪 水 時  $\mathcal{O}$ 円 滑 か 0 迅 速 な 避 難  $\mathcal{O}$ 確

保 を 义 る た 8 12 必 要 な 措 置 12 関 す る 事 項

自 衛 水 防 組 織 に 関 す る 規 定  $\mathcal{O}$ 要 配 慮 者 利 用 施 設 12 0 1 て

+ 条 第 六 条 及 び 第 八 条  $\mathcal{O}$ 規 定 は 要 配 慮 者 利 用 施 設  $\mathcal{O}$ 自 衛 水 防 組 織 に 0 1 7 準 用 す る  $\mathcal{O}$ 場

 $\mathcal{O}$ 

進

用

合 に お 1 て、 同 条 中 第 + 五 条  $\mathcal{O}$ 第 八 項 \_\_ と あ る  $\mathcal{O}$ は 第 十 五. 条  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 第 項 と 読 4 替 え る

ものとする。

第

大 規 模 工 場 等 に お け る 浸 水  $\mathcal{O}$ 防 止  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 措 置 に 関 す る 計 画 に 定  $\Diamond$ る べ き 事 項

第 + <del>\_\_</del> 条 法 第 十 五. 条  $\mathcal{O}$ 几 第 項  $\mathcal{O}$ 大 規 模 工 場 等 法 第 十 五. 条 第 項 第 号 ハ 12 規 定 す る 大 規 模 工

場 等 を 1 う。 以 下 同 じ  $\mathcal{O}$ 洪 水 時  $\mathcal{O}$ 浸 水  $\mathcal{O}$ 防 止 を 义 る た  $\Diamond$ に 必 要 な 訓 練 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 措 置 12 関 す る

計 画 12 お 1 7 は 次 12 撂 げ る 事 項 を 定 8 な け れ ば な 5 な 1

大 規 模 工 場 等 に お け る 洪 水 時  $\mathcal{O}$ 防 災 体 制 12 関 す る

事

項

大 規 模 工 場 等 に お け る 洪 水 時  $\mathcal{O}$ 浸 水  $\mathcal{O}$ 防 止  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 活 動 12 関 す る 事 項

三 大 規 模 工 場 等 に お け る 洪 水 時  $\mathcal{O}$ 浸 水  $\mathcal{O}$ 防 止 を 义 る た 8  $\mathcal{O}$ 施 設  $\mathcal{O}$ 整 備 に 関 す る 事 項

兀 大 規 模 工 場 等 に お け る 洪 水 時 を 想 定 L た 防 災 教 育 及 び 訓 練  $\mathcal{O}$ 実 施 12 関 す る 事 項

五. 自 衛 水 防 組 織 を 置 < 場 合 に あ 0 7 は 当 該 自 衛 水 防 組 織  $\mathcal{O}$ 業 務 に 関 す る 次 に 掲 げ る 事 項

1 水 防 管 理 者 そ  $\mathcal{O}$ 他 関 係 者 と  $\mathcal{O}$ 連 絡 調 整 浸 水  $\mathcal{O}$ 防 止  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 活 動 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 水 災 に ょ る 被 害

口 自 衛 水 防 組 織  $\mathcal{O}$ 構 成 員 12 対 す る 教 育 及 び 訓 練 に 関 す る 事 項

 $\mathcal{O}$ 

軽

減

 $\mathcal{O}$ 

た

 $\Diamond$ 

に

必

要

な

業

務

لح

L

て

自

衛

水

防

組

織

が

行

う

業

務

に

係

る

活

動

要

領

に

関

す

る

事

項

ハ そ  $\mathcal{O}$ 他 自 衛 水 防 組 織  $\mathcal{O}$ 業 務 に 関 L 必 要 な 事 項

六 前 各 号 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か 大 規 模 工 場 等  $\mathcal{O}$ 洪 水 時  $\mathcal{O}$ 浸 水  $\mathcal{O}$ 防 止 を 図 るため ľ 必 要 な措 置 に

関する事項

自 衛 水 防 組 織 に 関 す る 規 定  $\mathcal{O}$ 大 規 模 工 場 等 に 0 1 て  $\mathcal{O}$ 潍 用

第 + 条 第 六 条 及 び 第 八 条  $\mathcal{O}$ 規 定 は 大 規 模 工 場 等  $\mathcal{O}$ 自 衛 水 防 組 織 に 0 1 て 準 用 す る。  $\mathcal{O}$ 場 合

12 お 1 7 同 条 中 第 十 五. 条  $\mathcal{O}$ 第 八 項 لح あ る  $\mathcal{O}$ は 第 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項」 と 読 4 替 え る

のとする。

水 防 協 力 寸 体 کے L 7 指 定す ること が で きる 法 人 に 潍 ず る 寸 体

第 +  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 条 法 第 三十 六 条 第 項  $\mathcal{O}$ 玉 土 交 通 省 令 で 定 8 る 寸 体 は 法 人 で な 1 寸 体 で あ 0 て、 事 務 所

 $\mathcal{O}$ 所 在 地、 構 成 員  $\mathcal{O}$ 資 格、 代 表 者  $\mathcal{O}$ 選 任 方法、 総会 の運 会計に 関するす 事 項 そ  $\mathcal{O}$ 他当 該 寸 体  $\mathcal{O}$ 

組 織 及 Ţ 運 |営 に 関 す Ź 事 項 を 内 容とする 規 約 そ  $\mathcal{O}$ 他 これ に 準 ーずるも  $\mathcal{O}$ を 有 し てい る £  $\mathcal{O}$ とする。

附則

こ の 省令は、 水防法及び 河川法 。 の 一 部を改正する法律の施 行の日 (平成二十五年七月十一日) から

施行する。